

平成 28 年度決算に基づく

島原市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

島原市監査委員

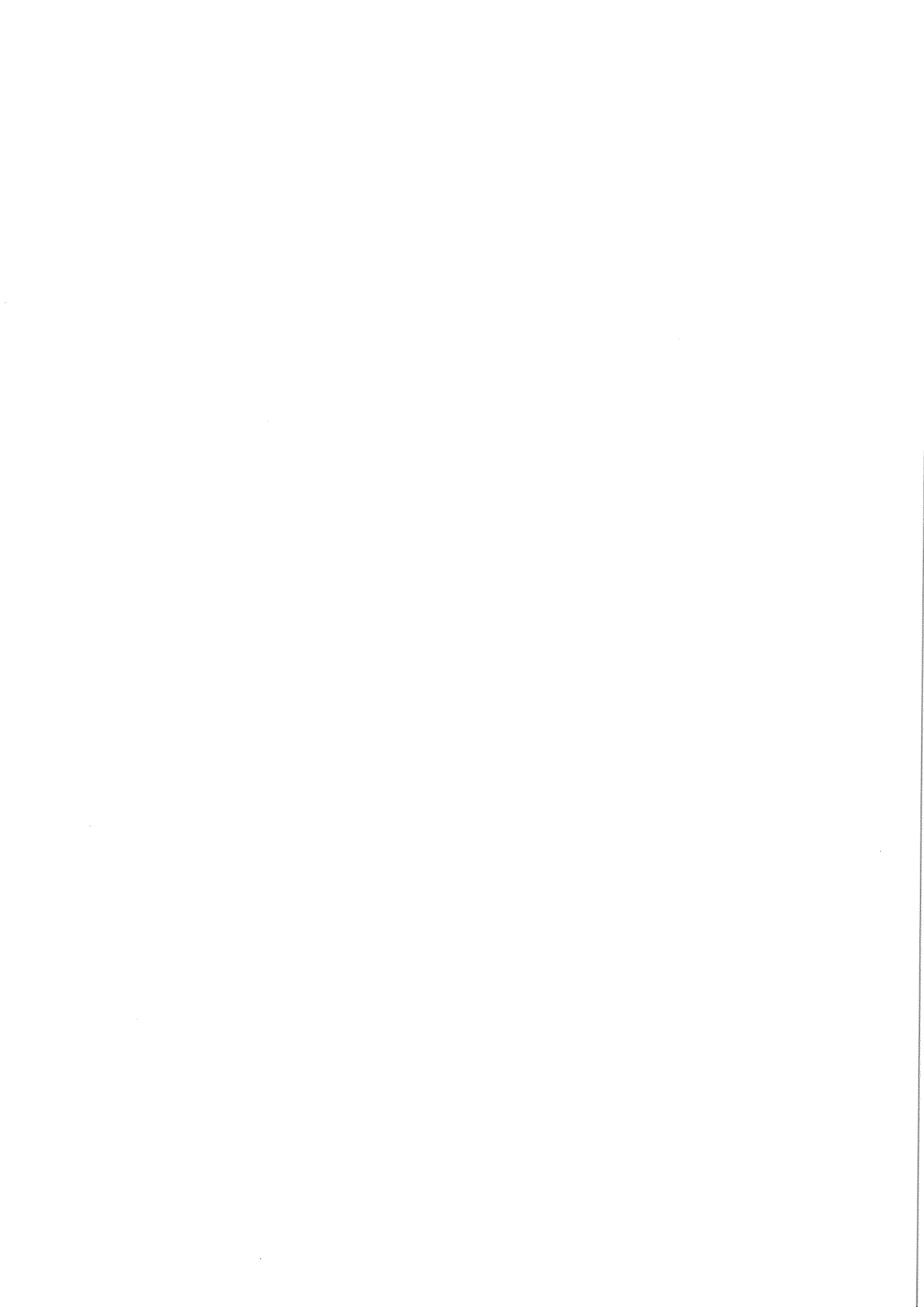
29 島 監 第 15 号
平成 29 年 8 月 21 日

島原市長 古川隆三郎 様

島原市監査委員 山崎黄洋
島原市監査委員 本田順也

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、意見を付して送付します。



平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 29 年 7 月 25 日から平成 29 年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合し、必要に応じて関係職員の説明を聴取して、計数の検証を行った。

第 4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数も正確であり、適正に作成されていると認めた。

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.09)	— (18.09)	4.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定においては赤字額がなく、また、将来負担比率は数値がマイナスのため、「—」と記載した。
- 2 () 内は早期健全化基準

2 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
平成 28 年度島原市水道事業会計	—	20.0
平成 28 年度島原市温泉給湯事業特別会計	—	

備考 資金不足比率の算定において、資金不足額がないため、「—」と記載した。

第5 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

平成28年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
一般会計等実質収支額 A	298,642	229,763	68,879
一般会計実質収支額	298,642	229,763	68,879
標準財政規模 B	11,744,465	11,956,581	△ 212,116
実質赤字比率 A/B	—	—	
	(2.54)	(1.92)	0.62

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、平成28年度の一般会計等の実質収支額が黒字であることから、実質赤字比率は生じていない。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模}}$$

平成28年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	平成28年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	平成27年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	比較増減
連結実質赤字額 A	1,139,497	944,166	195,331
一般会計	298,642	229,763	68,879
国民健康保険事業特別会計	40,729	68,995	△ 28,266
後期高齢者医療特別会計	22,457	10,212	12,245
水道事業会計	755,547	629,930	125,617
温泉給湯事業特別会計	22,122	5,266	16,856
標準財政規模 B	11,744,465	11,956,581	△ 212,116
連結実質赤字比率 A/B	— (9.70)	— (7.89)	1.81

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、平成28年度の各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が黒字であることから、連結実質赤字比率は生じていない。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{④}} \text{の3か年平均}$$

- ① 元利償還金 ② 準元利償還金
 ③ 特定財源 ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

平成28年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

項目	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
元利償還金 ①	2,146,360	2,124,336	2,363,898	2,378,529
準元利償還金 ②	309,726	386,945	373,097	376,864
特定財源 ③	400,966	465,139	473,631	469,545
基準財政需要額算入額④	1,589,660	1,669,684	1,792,682	1,716,093
標準財政規模	11,744,465	11,956,581	11,864,158	11,884,672
実質公債費比率(単年度) ①	4.58364 ④	3.65959 ③	4.67342 ⑥	5.60309 ⑤
平成27年度実質公債費比率 (3か年平均) (⑤+⑥+③)÷3	4.6			
平成28年度実質公債費比率 (3か年平均) (⑥+③+④)÷3	4.3			

平成28年度の実質公債費比率(3か年平均)は4.3%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。

前年度(3か年平均)の4.6%に比べ0.3%下回っており、単年度の比率をみても平成23年度以降は毎年下降していたが、今年度は昨年度より上昇している。

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

- ① 将来負担額 ② 充当可能財源等
 ③ 標準財政規模 ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

平成28年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

項 目	平成28年度	平成27年度	比較増減
将来負担額 ①	24,575,486	24,682,495	△ 107,009
地方債の現在高	21,035,641	20,252,219	783,422
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	584,587	426,412	158,175
組合負担等見込額	198,968	948,084	△ 749,116
退職手当負担見込額	2,756,290	3,055,780	△ 299,490
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 ②	26,234,558	25,866,797	367,761
充当可能基金	6,297,002	6,308,642	△ 11,640
充当可能特定歳入	3,053,867	3,302,608	△ 248,741
基準財政需要額算入見込額	16,883,689	16,255,547	628,142
標準財政規模 ③	11,744,465	11,956,581	△ 212,116
算入公債費等の額 ④	1,589,660	1,669,684	△ 80,024
将来負担比率(①－②)／(③－④)	—	—	

平成28年度決算に基づく将来負担比率は、一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回るため、「—」表示としている。なお、計算上の比率は△16.3%である。

第6 資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては、流動負債等の額から流動資産等の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業は、実質赤字額と事業規模で算定される。

各事業の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{水道事業会計資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{温泉給湯事業会計資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}}$$

1 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A(a-b)	△ 755,547	△ 629,930	△ 125,617
流動負債等 a	103,793	202,095	△ 98,302
流動資産等 b	859,340	832,025	27,315
事業規模 B	627,116	676,295	△ 49,179
資金不足比率 A/B	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△755,547千円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

2 温泉給湯事業会計資金不足比率

温泉給湯事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A(a-b)	△ 22,122	△ 5,266	△ 16,856
歳出額等 a	77,638	662,404	△ 584,766
歳入額等 b	99,760	667,670	△ 567,910
事業規模 B	68,703	70,635	△ 1,932
資金不足比率 A/B	—	—	

温泉給湯事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△22,122千円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

第7 意見・要望

平成28年度決算に基づく健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率共に赤字額がない結果となり、実質公債費比率については4.3%、将来負担比率についてはマイナス表示となるなど、それぞれ早期健全化基準を大きく下回る結果となっており、良好な状態となっている。今後とも引き続き適正な財政運営に努めていただきたい。

また、各公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため生じていない。しかし、温泉給湯事業会計においては、一般会計からの繰入があるゆえの黒字であることから、各公営企業会計においては、今後も経営の健全化に努められたい。